

資料 1-P 関連する許認可および法令に関する資料

1	大気汚染防止法	該当なし
2	水質汚濁防止法	該当なし (添付資料 3)
3	騒音規制法	該当なし
4	振動規制法	該当なし
5	景観法	該当なし
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	資料 1-P-1 添付資料 2 添付資料 3
7	環境影響評価法	該当なし
8	建築基準法	該当なし
9	東京都火災予防条例	資料 1-P-2
10	道路運送車両法	資料 4-1

07-02-14;18:33

平成18年11月30日 18環廃産変第139号  
許可番号 第13-20-005618号

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目402番地  
氏名 株式会社 京葉興業  
代表取締役 鈴木 宏和

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 石原慎太郎



許可の年月日 平成18年11月30日  
許可の有効年月日 平成23年11月29日

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
  - ア 薬注固化：燃え殻、汚泥、ガラス・コンクリート、陶磁器くず、鋳さい、ばいじん (以上5種類)
  - イ 油水分離・生物処理・中和・脱水・乾燥：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ (以上5種類)
  - ウ 破碎：廃プラスチック類、ガラス・コンクリート、陶磁器くず、金属くず (以上3種類)
  - エ 圧縮：金属くず (以上1種類)

## 2 事業の用に供する施設

- (1) 江東区新砂三丁目11番7号
  - (2) 江東区新砂三丁目11番13号、15号
  - (3) 江戸川区篠崎町二丁目196番地
- 詳細は裏面のとおり

## 3 許可の条件

- (1) 施設の作業時間は、原則として江戸川区の施設のみ午前9時から午後5時とする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及び他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本部の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年11月30日 新規許可  
 平成18年11月30日 更新許可 第3回  
 平成18年11月30日 変更許可 種類の追加(金属くず)

## 5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

\*\*\*\*\*

## 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



## 2 事業の用に供する施設

## (1) 江東区新砂三丁目11番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
薬注固化	汚泥(建設基礎工事に係るものに限る)	800(m <sup>3</sup> /日)	-----	昭和58年6月15日	-----	-----
薬注固化	燃え殻	-----	700(m <sup>3</sup> /日)	平成9年1月17日	-----	-----
	汚泥	-----				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	-----				
	鉱さい	-----				
	ばいじん	-----				
薬注固化	燃え殻	-----	360(m <sup>3</sup> /日)	平成17年9月1日	-----	-----
	汚泥	-----				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	-----				
	鉱さい	-----				
	ばいじん	-----				

## (2) 江東区新砂三丁目11番13号、15号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
油水分離	汚泥、廃油、	360(m <sup>3</sup> /日)	-----	平成2年4月1日	(脱水) 産施90213号	昭和63年10月6日
生物処理	系統1 廃酸、廃アルカリ					
中和・脱水	系統2 汚泥					
乾燥	系統3 廃酸、廃アルカリ	20(m <sup>3</sup> /日)	-----	-----	(乾燥) 産施206号	平成11年11月26日
・破砕	廃プラスチック類	2.49(t/日)	-----	平成17年1月31日	-----	-----
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	32.95(t/日)	-----	平成17年1月31日	-----	-----
	金属くず	9.95(t/日)	-----	平成17年1月31日	-----	-----

## (3) 江戸川区篠崎町二丁目196番地

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	2.4(t/日)	-----	平成10年5月22日	-----	-----
破砕	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	11.4(t/日)	-----	平成10年5月22日	-----	-----
圧縮	金属くず	4.8(t/日)	-----	平成10年5月22日	-----	-----



第7号様式 (第14条関係)

少量危険物貯蔵取扱所  
~~指定可燃物貯蔵取扱所~~

設置 ~~(実)~~ 届出書

2009 年 5 月 8 日

東京消防庁

城東 消防署長 殿

届出者

住 所 東京都江東区木場五丁目6番35号

電話 03 (5639) 0740

氏 名 株式会社都市環境エンジニアリング  
 代表取締役社長 伊藤 憲男



貯蔵取扱所の所在地	東京都江東区新砂三丁目6番31号 電話 03 (5683) 7185		
貯蔵取扱所の名称、 代 表 者 名	株式会社都市環境エンジニアリング 代表取締役社長 伊藤 憲男		
類 品 名 ( 指 定 数 量 )	第四類第3 石油類 (バイオディーゼル燃料) 第四類第3 石油類 (グリセリン) 第四類動植物油類 (廃油) 第四類アルコール類 (メタノール)		
最 大 数 量	BDF 600 ㊟ グリセリン 200 廃油 1,200 <del>kg</del> メタノール 200 <del>kg</del>	指定数量の倍数又は条例 別表第7の数量の倍数	0.97 倍
貯蔵取扱所の位置、 構造、設備の概要	バイオディーゼル作業場 主要構造は耐火構造、床面は浸透防止構造		
危険物又は指定可燃物 の貯蔵・取扱い方法の概要	廃油はペール缶にて保管、共有タンクへ詰め替え グリセリンはドラム缶にて保管 メタノールはドラム缶にて保管 バイオディーゼル燃料はドラム缶または携行缶で保管		
消 防 用 設 備 等	大型粉末ABC 消火器 CA-50EHSW・・・1台		
そ の 他			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 届出者が法人の場合、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※欄には、記入しないこと。



21 城予(障)第2号  
平成21年6月1日

株式会社都市環境エンジニアリング  
代表取締役社長  
伊藤 憲男 殿

東京消防庁  
城東消防署長 岡本 修



## 検査結果通知書

平成21年5月8日付けで届出のあった「少量危険物貯蔵取扱所設置届出」について火災予防条例第58条第4項に基づき検査した結果は、下記のとおりです。

記

指摘事項なし